

各連結法人の当期控除額の個別帰属額に関する  
明細書

連 結 事 業 年 度	：	：	法人名	( )	
各連結法人における特別試験研究費の額 (14の計)	1	円	(5)のうち税額控除割合が30%である試験研究に係る当期税額控除額 ((5)と別表六の二(八)「6」のうち少ない金額)	6	円
各連結法人の特別試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(1)の合計)	2		(5)のうち税額控除割合が25%である試験研究に係る当期税額控除額 (((5)-(6))と別表六の二(八)「7」のうち少ない金額)	7	
各連結法人の税額控除割合が30%である試験研究に係る特別試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(15)の合計)	3		税額控除割合が30%である試験研究に係る当期控除額の個別帰属額 $(6) \times \frac{(15)}{(3)}$	8	
各連結法人の税額控除割合が25%である試験研究に係る特別試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(16)の合計)	4		税額控除割合が25%である試験研究に係る当期控除額の個別帰属額 $(7) \times \frac{(16)}{(4)}$	9	
当 期 税 額 控 除 額 (別表六の二(八)「14」)	5		(8)及び(9)の試験研究以外の試験研究に係る当期控除額の個別帰属額 $((5)-(6)-(7)) \times \frac{(1)-(15)-(16)}{(2)-(3)-(4)}$	10	
			特別試験研究費に係る当期控除額の個別帰属額 $(8) + (9) + (10)$	11	

特 別 試 験 研 究 費 の 額 の 明 細		
措法第68条の9第7項各号の該当号	特 別 試 験 研 究 の 内 容	特別試験研究費の額
12	13	14
第 1 号 ・ 第 2 号 ・ 第 3 号		円
第 1 号 ・ 第 2 号 ・ 第 3 号		
第 1 号 ・ 第 2 号 ・ 第 3 号		
第 1 号 ・ 第 2 号 ・ 第 3 号		
第 1 号 ・ 第 2 号 ・ 第 3 号		
計		
(14の計)のうち(12)が第1号である試験研究に係る特別試験研究費の額		15
(14の計)のうち(12)が第2号である試験研究に係る特別試験研究費の額		16

別表六の二(八)付表 令二・四・一以後終了連結事業年度分